

『環』の公共事業実施ガイドラインチェックリスト

【②河川・ダム・砂防・治山】

工事名	平成19年度治山事業(復旧治山) 設計第6号			
実施番号	(農・中丹)-19-復旧-八田一(舞鶴市)			
工事箇所	舞鶴市八田 地内			
発注機関	京都府中丹広域振興局			
評価実施	計画段階	平成20年1月18日		
	施工段階(積算時)	平成20年8月27日		
	施工段階(工事完成時)	平成21年3月27日		

地域の環境像

荒廃山腹を整備し、森林の土砂流出防止機能を維持向上させ地域住民の安心・安全を確保し森林環境の保全を目指す。

環境の保全に特に配慮する事項

特になし。

配慮項目	設計段階		施工段階	
	該当	配慮	配慮	
			該当	積算時

■地球環境・自然環境

●地球温暖化(CO2排出量等)					
①府内産の間伐材や現地発生材を使用する。	○	○	○	×	○
②工事車両や建設機械のアイドリングストップを行う。	-	-	-	-	-
③自然エネルギー、省エネルギータイプの河川管理施設を導入する。	-	-	-	-	-
④省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用する。	○	○	○	○	○
⑤木製型枠の反復使用や鋼製型枠の使用等により、熱帯産材の使用を削減する。	○	○	○	○	○
⑥CO2の吸収やヒートアイランド現象の抑制に資する緑化を推進する。	○	○	○	○	○
●地形・地質・土砂移動					
①京都府レッドデータブックに掲載された地形・地質などの分布状況を把握し、改変を回避する。	○	○	○	○	○
②現況地形を極力残す。	○	○	○	○	○
③水際部の保全など地形改変の少ない工法を行う。	○	○	○	○	○
④蛇行、瀬、淵の保全や創出を行う。	-	-	-	-	-
⑤多様な水際部、低水路、河床などを保全・形成する。	○	○	○	○	○
⑥土砂移動の適正量を確保する。	○	○	○	○	○
●野生生物・絶滅危惧種					
①京都府レッドデータブックに掲載された絶滅危惧種などの生息・生育状況を把握し、生息・生息環境の改変を回避する。	○	○	○	○	○
②上記以外にも、貴重と考えられる野生生物の生息・生育地が存在する場合には、その改変を回避し、回避できない場合は影響の低減や代替措置を行う。	-	-	-	-	-
③構造物が動物の移動の支障とならないようにする。やむ終えない場合は、新たな移動経路を設置する。	○	○	○	○	○
④照明等による野生生物への影響を低減する。	-	-	-	-	-
⑤野生生物の繁殖期間、産卵期間等における影響を低減する。	-	-	-	-	-
⑥低水路において魚類等のエサ場、休息、避難場所等を確保する。	-	-	-	-	-
⑦河川横断構造物の設置により、魚類等の遡上、降下を阻害しない。	-	-	-	-	-

●生態系				
①京都府レッドデータブックに掲載された地域生態系等の分布状況を把握し、改変を回避する。	○	○	○	○
②渡り鳥の飛来地や魚類の繁殖地など、地域固有の生態系を把握し、生態系に影響の少ない構造・工法を採用する。	○	○	○	○
③工事施工時・施工後において、汚水や騒音の発生などによる生態系への影響を低減させる。	○	○	○	○
④地域産の郷土種を利用した緑化・植栽や表土の復元、構造物の覆土などにより生態系を保全する。	○	○	○	○
⑤樹林地や草地、水際部から後背地などの自然植生の連続性を確保する。	○	○	○	○
⑥河川や水路などの暗渠化は避ける。	○	○	○	○
⑦水辺植生の保全により、河川の浄化機能を維持する。	-	-	-	-
⑧生態系に配慮した根固、水制等を行う。	○	○	○	○
⑨下流域の生態系の保全に配慮した正常流量を確保する。	○	○	○	○
⑩地域の生態系に応じた多様な水際線、低水路、河床等を保全・形成する。	-	-	-	-

■生活環境				
●水環境・水循環				
①工事施工に伴う汚水、濁水、土砂の流出を防止する。	○	○	○	○
②地盤改良、施設の設置等による地下水汚染を防止する。	-	-	-	-
③広範な裸地出現防止のため、段階的に工事を行う。	○	○	○	○
④雨期における大規模な土工工事は極力行わない。	○	○	○	○
⑤工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理を行う。	○	○	○	○
⑥雨水の地下浸透による水循環の維持・回復を行う。(浸透側溝、浸透枠の設置、透水性舗装の採用など)	-	-	-	-
⑦樹木伐採等による保水機能の低下を 極力 回避する。	○	○	○	○
⑧工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理を行う。	○	○	○	○
⑨ダム建設に当たっては、湛水による地域生活への影響を及ぼさないようにする。	-	-	-	-
●大気環境				
①工事の集中を避け平準化を図るなど、計画的な工事工程及び車両の運行を行う。	-	-	-	-
②迂回路の確保、適切な交通規制等により円滑な通行を確保する。	-	-	-	-
③建設機械や工事車両の稼働・走行時間の短縮を行う。	-	-	-	-
④排出ガス対策型(低NOx型)建設機械を使用する。	○	○	○	○
⑤建設機械及び工事用車両の点検・整備を徹底する。	-	-	-	-
⑥建設機械及び工事用車両の燃料は、軽質軽油や低硫黄軽油など良質なものを使用する。	-	-	-	-
⑦工事現場の駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるようにする。	-	-	-	-
⑧臭気発生物質の適正監理及び使用量の削減を行う。	-	-	-	-
●土壤・地盤環境				
①客土による汚染土壤の導入や化学物質などによる土壤の汚染を防止する。	-	-	-	-
②土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。	○	○	○	○
③鉱山跡地等重金属などの影響が認められる土地の改変を回避する。	-	-	-	-
④地下水脈の阻害を回避する。	○	○	○	○

●騒音・振動				
①騒音、振動等に配慮した工法を採用する。	-	-	-	-
②防音壁、防音シート、緩衝緑地等の設置により、騒音防止を行う。	-	-	-	-
③トンネル構造や掘削構造を検討する。	-	-	-	-
④低振動、低騒音型の建設機械を使用する。	○	○	○	○
⑤早朝や夜間の建設機械の稼働・運搬を避ける。	○	○	○	○
⑥橋梁の連続桁化などにより、騒音を防止する。	-	-	-	-
⑦高機能舗装等を導入する。	-	-	-	-
●廃棄物・リサイクル				
①建設廃棄物の発生抑制、分別保管・収集、再資源化、適正処理を行う。	○	○	○	○
②現況地形を活かし、造成土量を抑制する。	○	○	○	○
③建設発生土の再利用、適正処理を行う。	○	○	○	○
④再生骨材、再生碎石等の再生資源を使用する。	○	×	○	×
⑤梱包材など容器、包装廃棄物の発生抑制を行う。	-	-	-	-
⑥植物廃材の有効利用を行う。	○	○	○	○
⑦汚泥の減量化・再利用を行う。	-	-	-	-
●化学物質				
①施工前にPCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認する。	-	-	-	-
②廃棄物の焼却処理は、適正な廃棄物焼却施設で行う。	-	-	-	-
●粉塵				
①工事用車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理を行う。	-	-	-	-
②防塵シートの設置や散水を行う。	-	-	-	-
●電磁波、電波環境、日照				
①電波障害、日照障害等を防止する。	-	-	-	-

■地域個性・文化環境				
●景観				
①構造物等の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩等について、地域の特性や統一性に配慮して、周辺景観への影響を低減させる。	○	○	○	○
②河川周辺の景観や自然植生と調和した緑化を行う。	○	○	○	○
③支障となる樹木等については、移植等により修景に活かす。	-	-	-	-
④歴史的構造物等の優れた歴史的・文化的景観に近接する場合は、一体的な保全及び修景に配慮する。	-	-	-	-
⑤歴史的に重要な家屋(群)や水路、棚田、はさ木、石垣など、地域の伝統的な景観構成要素を保存する	-	-	-	-
⑥道路等への環境施設帯を設置する。	-	-	-	-

●地域の文化資産					
①史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地、文化財環境保全地区、文化財指定・登録の建造物、庭園、石造物等の状況を把握し、直接的な影響及び周辺環境の改変などの間接的な影響を回避する。	-	-	-	-	-
②埋蔵文化財包蔵地においては、適切な保存等を行う。	-	-	-	-	-
③構造物等の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩等について、地域の風土や文化などの文化資産に調和したものとする。	-	-	-	-	-
④古道や街道、峠、社寺への参道など、歴史的に重要な道については、その線形や形態等を保存する。	-	-	-	-	-
⑤鎮守の森や神木など地域の民間信仰の対象、故事来歴や伝承のある自然の消失・改変を回避する。	-	-	-	-	-
●里山の保全					
①近隣の里山やため池の分布や植生の状況を把握し、地域で典型的な里山やため池の消失や分断を回避する。	○	○	○	○	○
●伝統的行祭事					
①年中行事や祭礼、儀礼、法会、民俗芸能などの、地域における風俗習慣の拠点となっている場所を把握し、その消失や改変を回避する。	-	-	-	-	-
②地域における伝統的行祭事の実施を施工により中断、分断等させない。	-	-	-	-	-
●地域住民との協働					
①計画策定や施工、施工後の管理において、地域住民との協働の仕組みを取り入れる。	○	○	○	○	○
②水辺の親水性を確保、形成する。	-	-	-	-	-

※「該当・未該当」欄：施工地の状況からみて配慮項目が該当するもの「○」、該当しないもの「-」
「配慮」欄：配慮できたもの「○」、配慮できなかつたもの「×」、該当しないもの「-」